# 嘉手納町介護予防・日常生活支援総合事業 嘉手納町一般介護予防事業 「ロコモアップ教室」 仕様書

#### 1. 事業目的

地域の高齢者が、運動器の機能向上の重要性を理解し実践する事で、地域に おいて介護予防に資する自発的な活動が実施され、主体的に介護予防に向けた 取り組みが実施されることを目的とする。

## 2. 事業対象者

第1号被保険者(70歳以上の者)

#### 3. 実施場所

- ① 西浜区コミュニティーセンター
- ② 県営嘉手納高層住宅 集会場
- ③ 東区コミュニティーセンター

#### 4. 委託事業概要

運動器の機能向上プログラムを集団的・通所形態により実施する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の発生状況および申込者数の状況に合わせて、下記の委託内容を変更する場合があり、双方協議の上決定する。

#### (1) 実施期間

① 事前申込受付:令和3年6月

(各会場にて1回、事前申込日を設けて受付を行う(計3回))

- ② 教室開催期間:令和3年6月 ~ 令和4年3月
- (2) 実施時間

教室開催時間は、1回あたり 60 分とする(会場準備・運動前後の健康チェック、片付け等は含まない)。

(3) 教室開催回数

町内の3行政区(東区・北区・西浜区)に各1クラスを設置し、1クラスにつき通年で35回開催(計105回)。

- (4) 利用人数 1 教室あたり 10 名程度
- (5) 実施内容
  - ① 参加者の事前申込受付(1会場毎に1回)に参加する。
  - ② 体力測定(教室開始時及び終了時)
  - ③ 事前・事後のアセスメント及び評価
  - ④ 運動器の機能向上プログラムの実施

対象に応じた運動方法の個別アドバイス、理論に基づいた介護予防知識の 提供を行い、特別な道具を要さずに個々が継続して行える運動を実施し、主 体的に健康づくり・介護予防が行えるよう指導する。

- ⑤ 地域での自主活動へむけての支援
- ⑥ 地域包括支援センターへの報告・相談

⑦ 東区コミュニティーセンターで実施するクラスについては、希望者に対して送迎を行う。

#### 5. 実施体制

#### (1) 人員体制

健康運動指導士または介護予防運動指導員等、運動器の機能向上事業の実施 が可能な資格を有する者1名と補助員1名以上。

#### (2) 安全管理

事業が安全に行われるよう、事故防止のため十分な注意を払うとともに、緊急時にも対応できるように体制を整備すること。新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドラインを作成し、事業実施者が対策(物品の消毒、換気、会場配置等)を行うこと。

#### (3) その他

運動に必要な道具については、前もって調整すること。

### 6. 傷害保険

事業実施者において加入すること。

#### 7. 個人情報の保護

- (1) 業務の遂行にあたり、嘉手納町個人情報保護条例(平成14年条例第25号) に従い、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な 管理のための措置を図ること。
- (2) 業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 8. 実施報告

受託事業者は、実施報告書を委託料請求書とともに実施翌月10日までに提出すること。また、事業終了時には評価を含めた実施報告書(プログラムの概要、実施場所、参加人数、実務担当者名、総評、考察、課題等がまとめられたもの)を提出すること。

#### 9. 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託料請求書が適法なものであるときには、委託料請求日から30日以内に支払うものとする。

# 10. 契約

契約期間は、契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

#### 11. その他

この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、定めるものとする。